



八千代市監査公表第28号
令和2年3月25日

八千代市監査委員 江頭博彦

八千代市監査委員 大谷益世

八千代市監査委員 江野澤隆之

監査結果公表

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による子ども部の監査を行ったので、次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の対象機関

子ども部

- (1) 子育て支援課（児童会館を含む。）
- (2) 子ども保育課（保育園及び子ども支援センターすてっぷ21を含む。）
- (3) 子ども福祉課（子ども相談センターを含む。）
- (4) 母子保健課

2 監査の範囲

令和元年度（令和元年12月末現在）における子ども部所管の財務事務及び事務事業（一部、過年度分を含む。）

3 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

4 監査の期間

令和元年12月13日から令和2年3月24日まで

第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は、関係法令等及び予算目的のこのとって執行されており、おおむね適切であると認められた。

なお、監査対象機関ごとの所見（要望事項）は、次のとおりである。

所 見

対象機関	区 分	内 容
子育て支援課 (児童会館を含む。)		特に指摘，要望する事項はない。
子ども保育課 (保育園及び子ども支援センターすてっぷ21を含む。)	要望事項	<p>1 公立保育園の適正化について</p> <p>待機児童対策については，八千代市子ども・子育て支援事業計画に基づき，保育需要に見合うよう保育所等の新設や定員拡大等の環境整備を強化し，併せて人材の確保や保育の質の向上に取り組んでいるが，一方で保育所等の運営経費に占める市の一般財源支出額が増加しており，その傾向は後年度に及ぶものと見込まれる。</p> <p>こうした状況を踏まえ，将来にわたって安定的な保育の提供体制を確保していくため，公立保育園が担うべき役割や機能を改めて整理した上で，施設規模や配置の適正化について検討を進められたい。</p>
子ども福祉課 (子ども相談センターを含む。)		特に指摘，要望する事項はない。
母子保健課		特に指摘，要望する事項はない。